

日中笹川医学奨学金制度  
第46期〈ポストドクターコース〉研究者  
受入れの手引き

---

---

## 目 次

1. 第46期〈ポストドクターコース〉概要…………… 1
2. 査証取得申請手続きについて…………… 2
3. 住居の手配について…………… 2
4. 研究費の支払いについて…………… 3
5. 外国医師・歯科医師臨床修練について…………… 4
6. 一時出国をする場合…………… 4
7. 助成期間中に提出いただく書類…………… 4
8. 『日中笹川医学奨学金制度』沿革…………… 5

### 《日中笹川医学奨学金制度に関するお問い合わせ先》

【日本】 公益財団法人 日中医学協会 担当：岡田、李  
電 話：03-5829-9123  
E-mail：iry@jpcnma.or.jp

【中国】 笹川医学奨学金制度弁公室 担当：李忠金、呉久利  
電 話：010-62256266  
E-mail：sc1000@vip.163.com

# 1. 第46期〈ポストドクターコース〉概要

中国のポストドクターの日本での研究活動を支援します。

助成1年目終了時に、研究者が提出する「報告書」及び指導責任者が提出する「評価書」をもとに助成の継続について審査を行い、助成の継続が不適合と判断した場合は資格を取消することがあります。

助成期間	2025年4月から2年間
招請者数	7名
留学機関	日本国内の大学、病院、研究所等
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本滞在中の生活費（宿舍費を含む）・・・月額15万円（研究者に支給）</li> <li>② 研究費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・月額10万円（受入機関に支給）</li> </ul> <p>※日本に滞在している期間に対して支給する。 一時出国等により日本不在の期間が1か月を超える場合、当該月は支給しない。</p>
研究者の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本滞在期間中は日本国法令を遵守すること</li> <li>② 本制度申請時に提出した「誓約書・保証書」の内容を遵守すること</li> <li>③ 世界の著名な専門学術誌に研究成果を英文論文で発表すること（助成期間内に限定しない）</li> <li>④ 発表論文に日中笹川医学奨学金（Japan China Sasakawa Medical Fellowship）助成を受けたことを記載すること</li> <li>⑤ 発表論文を当協会と笹川医学奨学金進修生同学会に提出すること（発表論文は本制度成果資料として保存）</li> <li>⑥ 訪日前に中国において実施する日本語研修に参加すること</li> <li>⑦ 本制度の行事（式典、研究者集会等）に参加すること</li> <li>⑧ 助成期間中に一時出国する場合は、指導責任者の許可を得た後、当協会に書面で事前に通知すること</li> <li>⑨ 助成1年目終了後に「中間報告書」、助成2年目終了時に「報告書」を提出すること</li> </ul>
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入国前 <ul style="list-style-type: none"> <li>2024年11月18日～2025年1月24日 日本語研修 [於；中国医科大学語学研修センター（瀋陽）]</li> <li>2025年3月 結団式 [於；北京]</li> </ul> </li> <li>●入国後 <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年4月16日 研究者認定式（認定証書授与式） [於；日本財団ビル（東京）]</li> <li>2025年9月 第46期〈共同研究コース〉研究者集会陪席 [於；日本財団ビル（東京）]</li> <li>2026年3月 助成継続可否審査</li> <li>2027年4月 研究報告・修了式（修了証書授与式） [於；日本財団ビル（東京）]</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 査証取得申請手続きについて

中国に在住する中国国籍の方が日本に入国する場合、査証（ビザ）の取得が必要です。

日本国内に 90 日以上滞在する場合は、研究者が居住地最寄りの在中国日本大使館／総領事館に提出する査証取得申請書類の一つに、研究者受入れ機関が日本の出入国在留管理庁（入国管理局）に交付申請し取得した『在留資格認定証明書』が必要となります。

研究者受入れ機関と研究者が行う諸手続きについての詳細は、外務省ホームページ掲載の「長期滞在査証手続きチャート」をご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/nagare/chouki.html>

『在留資格認定証明書』交付申請の方法、必要書類等は、外務省ホームページでご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

『在留資格認定証明書』交付申請手続きに必要な『経費支弁書』は、当協会で作成いたします。

『在留資格認定証明書』は交付申請から取得まで概ね 1 か月間ほど要し、また、研究者が受入れ機関から『在留資格認定証明書』を受け取った後、在中国日本大使館／総領事館に申請書類を提出してから査証が発給されるまで概ね 1 か月間ほど要することがあります。

本制度の規定で、研究者は 2025 年 4 月 16 日に開催する第 46 期研究者認定式（認定証授与式）に必ず会場で出席することとなっておりますので、ご配意のほどお願いいたします（オンラインでの出席は不可）。

また、認定式には、指導責任者にも会場（日本財団ビル）でご出席いただきたく、ご予約くださいますようお願い申し上げます（オンラインでの出席不可、代理出席可）。

[日本財団ビル]

東京都港区赤坂 1-2-2 <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/access>

## 3. 住居の手配について

研究者が居住する住居は、研究者自身が手配いたします。

受入れ機関に貸与可能な宿泊施設がある場合はお借りしたく、ご手配いただけましたら幸いです。宿舎に係る費用は、研究者が奨学金（生活費）より支払います。

## 4. 研究費の支払いについて

当協会より研究者受入れ機関に奨学金（研究費）をお支払いします。

- 1) 支払対象：研究費
- 2) 支払期間：2025年4月～2027年3月
- 3) 支払額：月額10万円
- 4) 支払時期：上半期と下半期の2回分割支払（60万円×2回/年）
- 5) 支払方法：受入れ機関発行の研究費請求書に基づきお支払いします。
  - 研究費請求書は、当協会にお送りください。なるべくPDF等の電子形式でお送りくださいますようお願いいたします。

[送付先]

公益財団法人 日中医学協会 担当：岡田

（郵送の場合） 〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-4-3 住泉KMビル6階

（電子形式の場合） [iryo@jpcnma.or.jp](mailto:iryo@jpcnma.or.jp)

- 研究費を寄付金として処理される場合は、受入れ機関発行の「寄付申込書」様式（Word版/Excel版）を、2025年6月30日までに、上記 [送付先] にご送付ください。

※当該寄付金は、研究者の研究に要する費用の一部として受入れ機関にお払いするもので、研究者個人に支給するものではありません。研究者に対して金品で支給することがないよう、お願いいたします。

※間接経費（オーバーヘッド）については可能な限り免除申請をお願いいたします。免除申請書が必要な場合は、その旨を上記 [送付先] に電子メールでご連絡ください。

- 本制度における奨学金は、当協会への会計報告及び証憑書類の提出は不要です。

## 5. 外国医師・外国歯科医師臨床修練について

日本の医師免許を持たない外国人医師／歯科医師でも、厚生労働大臣の許可を得て、臨床修練指定病院において臨床修練指導医の資格をもつ医師／歯科医師の指導の下で、臨床修練（臨床研修）を行うことができます。

研究者が研究を行ううえで臨床修練が必要な場合は、受入れ機関において厚生労働省に臨床修練の申請手続きをお願いいたします。

臨床修練の申請手続きについては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html)

## 6. 一時出国をする場合

研究者が奨学金受給期間中に、中国に一時的に帰国、海外での学会発表等で出国する場合は、指導責任者の許可を得たうえで、当協会に『一時出国申請書』（指定用紙）を提出し、帰国後に『帰国報告書』（指定用紙）を提出することとなっています。

一時出国により日本不在の期間が1か月を超える場合は、当該月の生活費は支給しません。

## 7. 助成期間中に提出いただく書類

提出時期	指導責任者	研究者	備考
助成1年目終了時 (2026年3月)	中間評価書	中間報告書	提出書類に基づいて、助成の継続可否を審査
助成2年目終了時 (2027年3月)	評価書	報告書	

※提出時期になりましたら、改めてご連絡いたします。

## 8. 『日中笹川医学奨学金制度』沿革

1980年	日中医学協会創立（任意団体）
1985年	財団法人日中医学協会設立
1986年	中国衛生部、日中医学協会、笹川記念保健協力財団の間で『笹川医学奨学金制度』協定書に調印—10年間に1,000名の研究者を招請
1987年	笹川医学奨学金制度開始—第1期生来日
1991年	笹川医学奨学金制度5周年記念式典を北京・人民大会堂で開催 帰国した研究者が同窓会組織「笹川医学奨学金進修生同学会」（笹川同学会）を結成し、中国全域の医療水準向上及び日中間の医学・医療交流の促進・深化を目的に、辺境地域の医療従事者の育成や被災地等におけるボランティア診療、日本人専門家を招き学術交流会・学術セミナーの開催等の活動を行う
1992年	帰国した研究者の中から特に優秀な研究者を再招請する特別研究者招請事業開始
1996年	『日中笹川医学研究者制度（第二次制度）』協定書に調印—1998年から10年間に1,000名の研究者を招請
1997年	笹川医学奨学金制度10周年記念行事を北京・人民大会堂で開催
1998年	第20期生帰国、受入れ者数1,000名を達成 第二次制度開始—第21期生来日
2007年	日中笹川医学研究者制度20周年記念式典を北京・人民大会堂で開催 日本財団、中国衛生部の間で『日中笹川医学奨学金制度（第三次制度）』協定書に調印—2008年9月から5年間に150名の研究者を招請
2008年	第三次制度開始—第31期生来日、特別研究者招請事業終了
2013年	日本財団、中国国家衛生・計画生育委員会の間で『日中笹川医学奨学金制度（第四次制度）』協定書に調印—2014年から5年間に150名の研究者を招請
2014年	第四次制度開始—第36期生来日
2016年	日中笹川医学奨学金制度30周年記念式典を東京で開催
2017年	日本財団、中国国家衛生・計画生育委員会、日中医学協会の間で『日中笹川医学奨学金制度（第五次制度）』協定書に調印—日中医学交流の新たな形を目指し、2018年から〈学位取得コース〉と〈共同研究コース〉で構成
2018年	第五次制度開始—第40期生来日
2023年	日中笹川医学奨学金制度35周年記念式典を北京・人民大会堂で開催 日本財団・中国国家衛生健康委員会・日中医学協会の間で、『日中笹川医学奨学金制度（第六次制度）』協定書に調印—〈学位取得コース〉〈共同研究コース〉を進化発展させると共に〈ポストドクターコース〉を新設
2024年	第六次制度開始—第45期生来日

## 公益財団法人 日中医学協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-4-3 住泉 KM ビル 6 階

電話：03-5829-9123 FAX：03-3866-9080

E-mail：iry@jpcnma.or.jp

URL：https://www.jpcnma.or.jp

